

平成 26 年度
大阪府地域医療介護総合確保基金計画
に関する事後評価

令和 4 年 11 月
大阪府

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.29】 在宅医療充実のための死因究明の技術向上事業	【総事業費】 165,244 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・画像診断（A i）のための C T 車を整備 【事業効果】 在宅での看取り技術向上による在宅医の負担軽減	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○ 死因究明のあり方を検討する中で、C T 搭載車両の活用及び運用のあり方について検討中。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 死因判定にかかる在宅医の負担を軽減することで、在宅医療の拡大を図るとともに、より正確な死因究明によるデータを活かして、在宅医療の充実、より適切な医療・介護サービスの提供が見込まれる。 （2）事業の効率性 大阪大学と連携して事業を執行することにより、事業の効率化を見込んでいる。	
その他	H30 : 161,294,441 円 R3 : 3,949,000 円	